

平成26年度 事業計画書

公益社団法人 高松市歯科医師会

平成26年度事業計画

○基本方針

我が国は、世界に類を見ない速度で高齢化が進行しており、本会の区域内においても、生活習慣病が増え、それに伴い寝たきりや認知症となり、介護を必要とする方が増加している。特に、生活習慣病のうちでも、歯周病と深い関係があると言われている糖尿病の受療率は、依然として全国平均を上回る高い水準で推移している。

このようなことから、高松市では健康づくり推進プランである「健やか高松21」を見直し、新しい計画を策定することになっている。

そこで、本会としても高松市が新しい計画に沿って実施する成人歯科保健事業を始め、母子歯科保健事業、保育所口腔衛生指導事業、学校歯科保健事業など、歯科医療領域諸事業への積極的な協力はもとより、需要の拡大が予測される在宅訪問歯科診療事業や専門的口腔ケア事業も充実し、市民の健康づくりに寄与することになっている。

また、「歯と口の健康週間行事」の開催や啓発紙「もぐもぐだより」、「もぐもぐ施設だより」の発行を通じ、地域住民の健康志向の高まりに応じるとともに、香川県及び高松市と緊密な連携を図り、一般の歯科医院では対応が難しい心身障がい児(者)歯科診療事業や救急歯科診療事業を充実し、公益社団法人としての責務を果たすことにしている。

さらに、日常臨床に直結した学術講演会や医療管理研修会を定期的で開催し、知識の普及を図り地域医療の充実に貢献するとともに、災害コーディネーターを養成するなど大規模災害の発生に備えた体制づくりに努めることにしている。

また、「高歯会報」を充実するとともに、ホームページを活用して会務の状況等を適時適切に広く公表することになっている。

なお、平成26年度においては、診療報酬の改定が行われることから、その周知に努めるほか、会務の運営に当たっては、消費税率の改正も視野に、より一層の経費節減と効率化を図ることになっている。

○事業計画

(1)成人歯科保健事業

高松市が、各保健センターやコミュニティセンター等において、定期的を開催する歯科相談や口腔衛生指導、歯科健康診査等に歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、各事業を通じて歯科疾患の予防と疾患の早期発見及び早期治療を促すことにより、市民の健康保持並びに増進に寄与する。

また、高松市及び直島町が指定する年齢の住民を対象に、成人歯科健康診査を行い対象者の健康保持に寄与する。

①歯の健康相談

各保健センターやコミュニティセンター等で年間41回開催

歯科医師派遣 延べ41名

②歯の健康教育

各保健センターやコミュニティセンター等で年間47回開催

歯科衛生士派遣 延べ47名

③歯の健康教室

市保健センターで年間１２回開催

歯科医師派遣 延べ１２名

④成人歯科健康診査

高松市：対象者 ４０，５０，６０，６５，７０，７５歳の３６，０００人

受診期間 ７月１日～２月２８日（８か月間）

受診者（会員院所） ５，０００人

受診率 １３．９％

直島町：対象者 ４０，５０，６０，７０歳

受診期間 １０月１日～１１月３０日（２か月間）

受診者 ４０人

⑤成人歯科健康診査等受診率向上対策

啓発ポスター及び啓発チラシを作成

(2)産業歯科健康診査事業

国民健康保険事業，中小企業勤労者福祉共済事業，市職員共済会の各歯科ドックを実施し，歯科疾患及び歯科に関連する生活習慣病の発生を予防するとともに，早期発見により重症化を防止し受診者の健康の保持増進に寄与する。

①国民健康保険事業歯科ドック 受診者２５名

②中小企業勤労者福祉共済事業歯科ドック 受診者２５名

③市職員共済会歯科ドック 受診者１２０名

(3)母子歯科保健事業

高松市が各保健センターで定期的に行う１歳６か月児及び３歳児の健康診査をはじめ，コミュニティセンターなどで行う幼児歯科健康診査や親子の歯の健康教室に，歯科医師及び歯科衛生士を派遣し，歯科の健康診査や発育状態の個別相談等に応じ，幼児の健全な発育に寄与する。

また，妊婦を対象に歯科健康診査を随時実施し，妊婦の口腔保健の増進に寄与する。

①１歳６か月児健康診査

各保健センターで年間７５回実施

歯科医師派遣 延べ１２３人

歯科衛生士派遣 延べ７５人

②３歳児健康診査

各保健センターで年間７８回実施

歯科医師派遣 延べ１２９人

歯科衛生士派遣 延べ７８人

③幼児歯科健康診査

各コミュニティセンター及び各保健センターで年間５１回実施

歯科医師派遣 延べ５１人

歯科衛生士派遣 延べ５１人

④親子の歯の健康教室

市保健センターで年間２４回実施

歯科医師派遣 延べ24人

⑤妊婦歯科健康診査

受診者(会員院所) 高松市1,445人, 直島町10人

(4) 歯と口の健康週間行事

「歯と口の健康週間」に応じ、地域住民参加型の各種啓発行事を展開し、歯科疾患の予防啓発と「歯と口の健康」に関する意識の高揚を図る。

日 時：平成26年6月1日(日)

場 所：高松市歯科救急医療センター

内 容：フッ素塗布, 歯科相談, 歯磨き指導, 口腔内写真, むし歯菌の検査, 口臭測定, 骨密度測定, AED体験など

(5) 保育所口腔衛生指導事業

市内の公私立保育所を歯科衛生士が年2回定期的に巡回訪問し、児童に対し歯磨きなどの口腔衛生指導を行い、幼児期における口腔衛生の重要性を啓発する。

公私立保育所(子ども園を含む) 73か所

(6) 学校歯科保健事業

市内の小中高校の養護教諭, 保健担当教諭を対象に、担当部員を講師とする研修会を開き、児童生徒の保健教育の向上に寄与するとともに、高松市学校保健会が行う「よい歯の児童生徒審査会」に協力し、同審査会を通じて児童生徒の歯の健康に関する理解を深める。また、新規学校歯科医師を対象に説明会を開催する。

①学校歯科保健担当者研修会

日 時：夏休み期間中

場 所：高松市歯科救急医療センター4階大ホール

②よい歯の児童生徒審査会

日 時：平成26年7月下旬

場 所：高松市役所13階大会議室

③新規学校歯科医説明会

年1回

(7) 学術講演会

歯科医師, 歯科衛生士等を対象に、日常臨床に結び付く内容を基本として、新分野の内容も盛り込んだ学術講演会を定期的で開催し、歯科医療知識の向上に努める。

学術講演会 年4回開催

(8) 歯科医療情報提供事業

「よく咬めることと全身健康」との関連を記した資料を作成し、市民に無料配布して口腔の健康の重要性を啓発する。

(9) 税務・経営研修会

顧問会計士等を講師に、税務・経営研修会を開催し院所経営の安定化を図り、安心して地域医療に貢献できる体制づくりに寄与する。

(10) 医療管理研修会

歯科医師及び歯科衛生士等を対象に、医療上の安全を確保するうえにおいて必要な研修会を開催し、医療事故防止に関する知識の向上を図る。

医療管理研修会 年3回開催

(11) 専門的口腔ケア活動事業

高齢者介護施設や地区保健委員会等を対象に、口腔ケアに関する情報を記載した啓発紙を無料配布するほか、高齢者介護施設等を訪問し、ボランティア活動として入居者や施設職員に口腔ケア等の指導を行うなど、高齢者の口腔衛生の重要性を周知啓発する。

①啓発紙「もぐもぐ施設だより」の発行

A3版2つ折りカラー印刷 12,000部

②口腔衛生ボランティア活動

高齢者介護施設6か所訪問

(12) 在宅訪問歯科診療体制整備事業

岡山大学病院の協力を得て、在宅訪問歯科診療に関する新しい知識の習得を図る歯科医師講座及び医師、訪問看護師、介護士等を講師に他業種と連携した在宅訪問歯科衛生士認定講座を開設し、需要の拡大が予想される在宅訪問歯科診療のための体制を整備する。

①在宅訪問歯科診療に関する歯科医師講座

年間12回開催

②在宅訪問歯科衛生士認定講座

年間12回開催

(13) 介護認定審査活動の支援

高松市の介護認定審査委員に就任している歯科医師の認識を共有するため、協議会を開催し介護認定の円滑な審査に寄与する。

(14) 医療保険制度周知事業

診療報酬改定の周知に努めるとともに、定期的に保険適用の可否等の研究会や相談コーナーなどを開催し、医療保険制度の適正な運営に寄与する。

(15) 啓発紙の発行

定期健診の重要性や全身疾患予防の見地からの歯周病対策などの啓発紙を発行し、保育所、幼稚園、小中学校の児童生徒を通じて広く市民に配布するとともに、各保健センターやコミュニティーセンターでも配布し、市民の健康づくりに寄与する。

「もぐもぐだより」の発行 年2回

A3版2つ折りカラー印刷 1回当たり70,000部発行

(16) 高歯会報の発行

会務の状況等を周知するとともに、会員の声を反映できる高歯会報を定期的に発行し、会務運営の円滑化と会員相互の情報交換・親睦の一助とする。

「高歯会報」の発行 年11回 毎回250部

(17) 会員の福利厚生事業

親睦会、春秋会、青龍会を開催するとともに、部同好会に助成し会員相互の親睦及び交流を促す。

(18) 心身障がい児(者)歯科診療事業

障害者基本法第2条に定める者を対象に、日本障害者歯科学会の認定医による専門的な歯科診療や口腔衛生指導を行い、障がい児(者)の健康保持に寄与する。

なお、新年度においては、診療日数をより充実する。

診療日：毎週月・木・土曜日(月曜日が休日となる場合は翌日の火曜日、12月29日から1月3日は除く。)

診療時間：午前9時30分～午後4時30分

患者数見込：年間延べ2,060人

(19) 救急歯科診療事業

夜間及び休日に歯科救急医療センターで、救急患者のための診療を行い市民の安心感の向上に寄与する。

なお、新年度においては、お盆期間中(8月13日～15日)にも休日に準じた診療を行うとともに、元旦にも診療を行うなど事業の充実に努める。

①夜間救急歯科診療

診療日：毎週月曜日～土曜日(休日及び12月30日から1月3日は除く。)

診療時間：午後7時30分～午後10時

診療体制：歯科医師1名、歯科衛生士2名(原則)

患者数見込：延べ900人

②休日救急歯科診療

診療日：日曜日、国民の祝日、振替休日、お盆期間(8月13日～15日)、
12月30日～1月3日

診療時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時

(12月30日～1月3日は午前9時～正午)

診療体制：歯科医師1名、歯科衛生士2名(原則、繁忙時は増員)

患者数見込：延べ1,310人

(20) 災害時における歯科医療救護活動体制の整備

高松市との協定に基づき、災害コーディネーターの養成など大規模災害発生時における歯科医

療救護体制を整えるとともに、県歯科医師会警察歯科医会を始め、関係機関との連携強化に努める。